

2026年6月五庁審判部ユーザーシンポジウム :グローバル知財紛争解決の最前線と将来展望

Gemini 3.1 pro

グローバル知財システムにおける五庁審判部の協調と進化

2026年6月16日、東京都の泉ガーデンギャラリーにおいて、日本国特許庁（JPO）の主催、および中国国家知識産権局（CNIPA）、欧州特許庁（EPO）、韓国知識財産処（KIPO/MOIP）、米国特許商標庁（USPTO）、世界知的所有権機関（WIPO）の共催による「五庁審判部ユーザーシンポジウム」が開催された¹。本シンポジウムは、グローバル化が急速に進展し、知的財産権保護の重要性が世界的に高まる中、権利の有効性や範囲を判断する「審判（Trial and Appeal）」制度の最新動向をユーザーに広く共有することを目的として実施された⁴。

このシンポジウムに先立つ2026年6月12日には、東京で第19回五庁長官会合（IP5 Heads of Office Meeting）が開催され、世界の特許出願の約85%（2024年時点で全373万件中約318万件）を占める五庁のトップが、新興技術および人工知能（NET/AI）に関する協力ロードマップの進捗を確認し、AI分野での連携をさらに強化するための専門ワーキンググループの設立に合意している⁵。さらに、シンポジウム翌日の6月17日には、宮城県仙台市にてJPOの野仲審判部長の議長のもと「五庁審判部ハイレベル会合」が開催された¹。同会合では、審判実務におけるAI活用やデジタル化による業務効率化について活発な意見交換が行われ、五庁の枠組みでの実務に関連した「審判専門家会合」の創設に向けて議論を継続することが合意された¹。

このように、特許審査の分野で培われた五庁の国際協調は、現在、特許付与後の紛争解決メカニズムである「審判領域」へとそのウエイトを移しつつある。本報告書は、2026年6月の五庁審判部ユーザーシンポジウムで提示された各庁の最新統計データ、デジタルトランスフォーメーション（DX）とAI駆動型審判への移行、および制度的イノベーションを網羅的に分析し、これらが今後のグローバル知財戦略や国際的な特許紛争実務に与える中長期的な影響について詳細な考察を加える。

五庁審判部における統計的潮流とパフォーマンスの構造的分析

各庁の審判部が現在直面している課題と、それに対するパフォーマンスの現状は、シンポジウムで報告された統計データから明確に読み取ることができる。全体の傾向として、パンデミック後の出願および紛争動向が新たな定常状態（ニューノーマル）に移行する中、各国で処理件数の維持と審理期間（Pendency）の最適化に向けた多様なアプローチが展開されている。

審判機関	対象年	新規受付・請求件数 (主要指標)	処理・終結 件数	平均審理期間等の重要 KPI	組織体制の特記事項

JPO (日本)	2025年	拒絶査定不服(特・実): 19,818件 無効審判(特・実): 188件 付与後異議: 1,145件	-	拒絶査定不服(特): 15.1ヶ月 無効審判(特): 13.9ヶ月 異議申立(特): 8.3ヶ月	全職員が生 成AIを利用 可能、D-TAT 始動
USPTO (米 国)	FY2025/26	Ex parte appeals (FY25): 3,952件 AIA petitions (FY25): 1,437件 AIA petitions (FY26 YTD): 345件	決定発行: 6,803件 (Ex parte: 5,479件)	Ex parte appeals: 12.5ヶ月 AIA開始決 定率: 約 68%	裁判官約 262名体制 電気・コン ピュータ分 野がAIAの 65%
EPO (欧州)	2025年	新規受付(全 体): 1,537件 当事者系(異 議): 1,213件	処理・終結: 3,071件 当事者系(異 議): 2,071件	24ヶ月以上 の長期係属 案件割合: 10.5% (前年 21.5%から半 減)	職員218名 (女性36.4%) 口頭審理の 62%をビデ オ会議で実 施
KIPO (韓国)	2025年	全審判請求: 6,501件 (特・実: 4,048件)	全処理件数: 6,356件 (特・実: 3,797件)	特許・実用 新案: 6.3ヶ 月 意匠: 5.8ヶ 月 商標: 8.3ヶ	審判官106 名 新技術向け 専任審判部 を9部門へ 拡大

				月	
CNIPA (中国)	2025年	- (継続的かつ安定的なビジネススケールの成長)	-	-	上級専門家 約500名体制 修士号以上 83%、デュアルバックグラウンド70%

韓国特許審判院(KIPO): 圧倒的な処理速度と調停の活用

KIPOの特許審判院(IPTAB)の最大の特徴は、世界最高水準の迅速な審理である。2025年の統計によると、特許・実用新案の平均審理期間はわずか6.3ヶ月であり、意匠(5.8ヶ月)、商標(8.3ヶ月)においても極めて短期間で権利関係の確定を実現している¹。2025年の全審判請求件数6,501件に対し、処理件数は6,356件と、新規流入と処理の均衡が高度に保たれている¹。

この迅速性を支える構造的要因の一つが、「審判付設調停(IPTAB-annexed Mediation)」の積極的な活用である。IPTABにおける調停手続の平均処理期間は2.8ヶ月であり、当事者系審判の平均処理期間(8.8ヶ月)と比較して約3分の1の期間で紛争を終結させることが可能となっている¹。調停は、IPTABの調停官、担当審判官、および外部調停委員からなる3名のパネルによって行われ、審理の初期段階で当事者間の合意形成を強力に促進することで、実質的な審判リソースの消費を抑制している¹。

日本国特許庁(JPO): 高止まりする請求件数と複雑化による審理長期化

JPO審判部の清野千秋審判企画室長による報告データは、日本の審判システムが直面する構造的な課題を浮き彫りにしている。2025年における特許の拒絶査定不服審判の請求件数は19,818件であり、ピークであった2023年の21,047件からは微減したものの、依然として2万件に迫る高水準で推移している¹。特許の無効審判請求件数は188件、付与後異議申立は1,145件であった¹。

注視すべきは審理期間の動向である。2025年における特許の拒絶査定不服審判の平均審理期間は15.1ヶ月に達し、近年の増加傾向に歯止めがかかっていない¹。これに対し、意匠は8.0ヶ月、商標は10.0ヶ月と安定している¹。特許分野における審理の長期化は、AI、IoT、バイオテクノロジーといった新興技術領域における出願の増加と、それに伴うクレーム解釈および進歩性判断の高度化・複雑化が主たる要因であると推測される。また、JPOの審決に対する知財高裁等への取消訴訟提起件数は、2024年の110件から2025年には118件へと微増しており、特許においては査定系で48件、当事者系で70件が争われている¹。

米国特許商標庁(USPTO): AIA審判の成熟と対象技術の偏在

USPTOのKalyan Deshpande首席審判長およびMichael Kim同代理の報告によると、特許審判部(PTAB)は現在約262名の裁判官(Administrative Patent Judges)を擁する巨大な専門家集団として機能している¹。2025年度(FY2025)の新規係属件数は、査定系審判(Ex parte appeals)で3,952

件、AIA(米国特許法改正)に基づく当事者系レビュー(IPRおよびPGR)で1,437件に上った¹。2026年度のデータ(10月～4月)を見ると、AIA審判請求の91%(313件)がIPR(当事者系レビュー)であり、PGR(付与後レビュー)は9%(32件)にとどまっている¹。技術分野別の内訳では、電気・コンピューター分野が全体の65%(224件)と圧倒的な割合を占め、次いで機械・ビジネスモデルが23%(80件)、バイオ・医薬が7%(24件)となっている¹。これは、ソフトウェア特許の有効性や、通信規格必須特許(SEP)をめぐる巨大テクノロジー企業間の紛争が、依然としてPTABの主要な審理対象であることを如実に示している。なお、AIA審判の開始決定(Institution)の割合は、2022年の66%、2023年の67%から、2025年～2026年にかけては約68%と、極めて安定した水準で推移している¹。査定系審判の平均審理期間は、電気・コンピューター分野で約12.5ヶ月となっている¹。

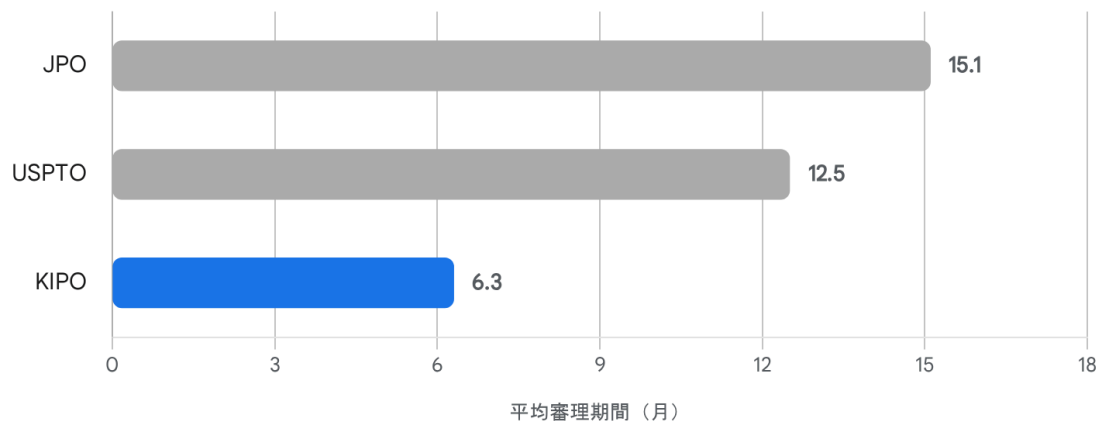
欧州特許庁(EPO):戦略的アプローチによるバックログの劇的削減

EPO審判部のIngo Beckedorf副長官は、組織の効率化とバックログの解消において極めて顕著な成果を報告した。2025年における新規受付件数は1,537件へと減少傾向が安定化する一方で、処理件数は3,071件に達し、大幅な滞貨一掃を実現している¹。

EPOの審判部(Boards of Appeal)は、審理期間の管理において「24ヶ月以上係属している案件を全体の10%未満に抑える(CEPEJ timeframe B)」という独自の適時性目標(Timeliness Objective)を設定している。2024年12月時点では24ヶ月以上係属している案件が全体の21.5%(729件)を占めていたが、長期係属案件の優先処理戦略を徹底した結果、2025年12月末には10.5%(234件)まで劇的に減少した¹。技術分野別に見ると、機械分野(5.7%)および化学分野(4.4%)では既に10%未満の目標を達成しており、物理・電気分野(24.7%)の改善が進めば、2026年前半には審判部全体で目標を完全にクリアする見込みである¹。

この効率化を支えた要因の一つが、柔軟な審理形態の定着である。2025年に実施された1,369件の口頭審理のうち、62%がビデオ会議システムを用いて実施され、対面形式は35%、ハイブリッド(Mixed mode)は3%であった¹。地理的な制約を受けないオンライン審理の常態化が、218名のスタッフ(うち法的資格を持つメンバー25名、技術資格を持つメンバー112名)の生産性を大幅に引き上げている¹。

主要国審判部における特許審判の平均審理期間（2025年）



KIPO（韓国）は6.3ヶ月という極めて迅速な処理を実現している一方、JPO（日本）は15.1ヶ月を要している。USPTOのデータは査定系審判の決定までの平均月数（12.5ヶ月）を示す。なお、EPOは審理期間の月数ではなく「24ヶ月以上の長期係属案件の割合（10.5%）」という異なるKPIで管理を行っている。

データソース: [Japan Patent Office](#), [Ministry of Intellectual Property](#), [United States Patent and Trademark Office](#)

中国国家知識産権局（CNIPA）：圧倒的な専門家規模と技術細分化への対応

CNIPAの専利復審・無効審判部（PRB）は、規模と専門性の両面で驚異的な体制を構築している。現在、同部には約500名の上級審査・審判専門家が在籍しており、そのうち83%以上が修士号を保有し、さらに70%が法学と理系（科学技術）のデュアルバックグラウンドを有している¹。この重厚な人的資本が、中国における世界最大の特許出願件数およびそれに伴う膨大な無効審判請求を処理する基盤となっている。

CNIPAは、急速に発展する技術領域に的確に対応するため、内部組織を「コンピューターおよび人工知能」「スマート材料および構造」「オプトエレクトロニクスおよび計量技術」「生物資源および化学技術」といった技術特化型の部門へと細分化・新設している¹。加えて、行政裁定部門や侵害判断部門を併設することで、技術的判断と法的判断のシームレスな連携を図っている¹。

デジタルトランスフォーメーションとAI駆動型審判への移行

2026年のシンポジウムおよび五庁審判部ハイレベル会合において、最も重要なテーマとして議論されたのが、人工知能（AI）の業務への本格的な実装と、審判手続のデジタルトランスフォーメーション（DX）である⁶。各庁は、概念実証（PoC）のフェーズを終え、実務プロセスへのAIの統合を急速に進めている。

JPO: 生成AIの実装と「D-TAT」イニシアチブ

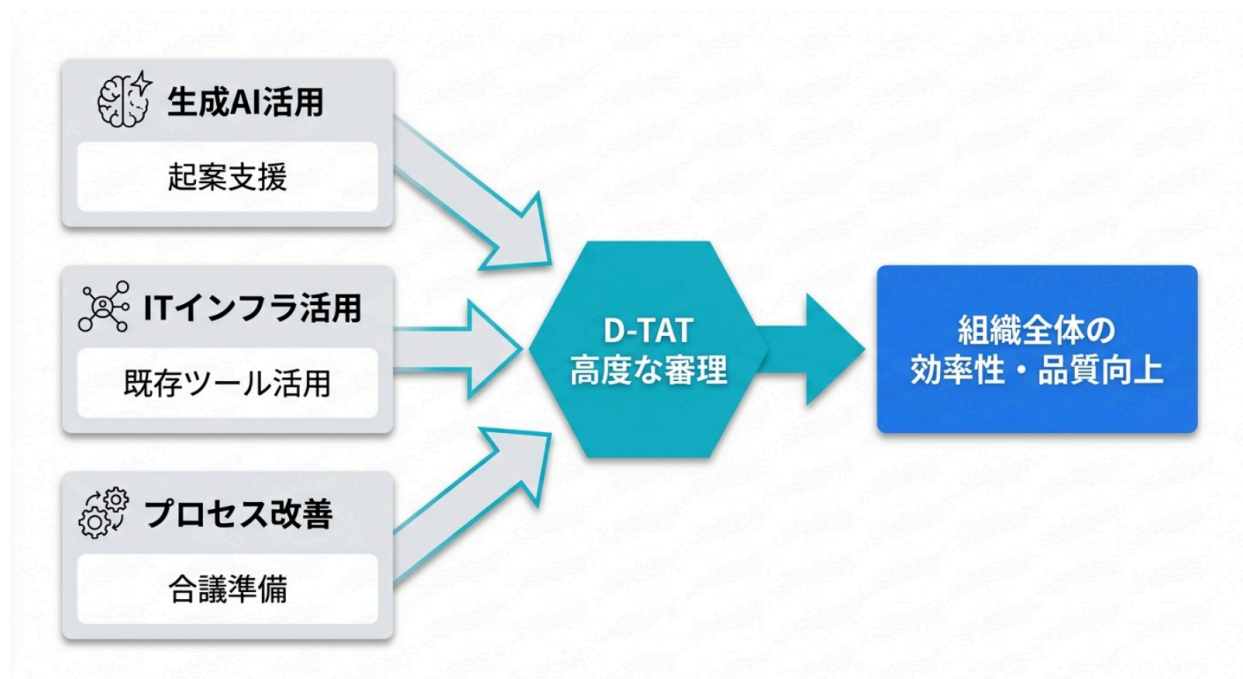
JPOは、急速な技術進歩と複雑化する知財環境に対応するため、2026年1月に「JPO AIビジョン」を策定・公表した¹。このビジョンでは、「高品質でタイムリーな行政サービスの提供」「AIの責任ある利用の確保」「AI活用エコシステムの基盤強化」を目標に掲げ、人間中心のAI活用、透明性の確保、そして強固なリスクマネジメントを基本概念としている¹。

この方針に基づき、JPOでは経済産業省が開発した生成AI「METI-LLM」を、審査官および審判官を含む全職員が利用できる環境を整備した¹。審判部(TAD)における極めて野心的な取り組みとして、「デジタルおよびAI駆動型審判パイロットチーム(D-TAT: Digital and AI-driven Trial and Appeal Pilot Team)」の立ち上げが報告された¹。

D-TATは、最新のデジタル技術とAIを活用した先進的な審理手法を実践・検証するための特命チームである。具体的には、生成AI(METI-LLM等)を利用して膨大な事件記録の理解を補助させ、争点の整理や、審決文の起案作成支援を行わせる。これにより、審判長および審判官は定型的な文書処理から解放され、より実質的かつ高度な法的・技術的考察に集中することが可能となる¹。また、合議体における協議(Panel consultation)の準備や実施においても、Microsoft Teams等のコミュニケーションツールとITインフラを高度に連携させ、プロセス全体の合理化を図る¹。

さらにJPOは、当事者系審判において依然として紙媒体で提出される非定型フォーマットの書類に対し、情報抽出とデータ構造化を行う「AI-OCR」のテスト運用を開始した¹。これにより、手作業によるマスターデータ作成の負荷が軽減され、審判業務の完全なデジタル化への移行が加速している。

JPO審判部における「D-TAT」の戦略的枠組み



生成AI（METI-LLM）による起案支援、ITインフラの活用、および合議体構成のプロセス改善を組み合わせることで、最終的に審判部全体での審理の質向上と効率化を目指す包括的なアプローチ。

KIPO: AI搭載ITシステム開発の3カ年計画の結実

KIPOは、審判手続の効率性とユーザーの利便性を飛躍的に高めるため、2023年から2025年にかけて「AI搭載IPTAB ITシステム開発3カ年計画」を体系的に遂行した¹。

1. 第1段階（2023年）：提出書類のフォーム要素の自動入力、エラーの自動検知機能を実装した。また、大容量の動画ファイル等の証拠をオンラインで提出できる機能を整備し、電子送達の利便性を向上させた¹。
2. 第2段階（2024年）：画像ファイルから必要な情報を自動抽出する機能を導入した。さらに、各フォームタイプに特化したルールベースのAI学習により方式審査を自動化したほか、文書の閲覧や複写時に、個人情報などの機密データを自動でマスキングするシステムを稼働させた¹。
3. 第3段階（2025年）：AIによる審決文等のエラー自動検知機能を実装した。加えて、過去の審決や判決を対象としたAI検索サービスを立ち上げ、現在審理中の事案の主要な争点に基づき、類似する過去のケースを自動的にレコメンドする高度なサポートシステムを完成させた¹。

この段階的かつ包括的なIT・AI投資が、KIPOにおける「特許審判の平均審理期間6.3ヶ月」という驚異的な処理速度を根底で支える技術的インフラとなっていることは疑いようがない。

CNIPA: 統一認証とインターネット証拠保全プラットフォーム

CNIPAは、膨大なユーザーとのインターフェースを最適化するため、「特許業務処理システム(Patent Business Processing System)」において、ウェブブラウザ、PCクライアント、およびモバイル端末からのアクセスを単一のアカウントで管理する統一身元認証プラットフォーム(Unified Identity Authentication Platform)を導入し、シングルサインオンを実現した¹。

さらに特筆すべきは、デジタル時代における立証負担を劇的に軽減する「インターネット証拠保全プラットフォーム(Internet Evidence Preservation Platform)」の構築である¹。オンライン上の侵害行為(ウェブサイトでの販売表示やデジタルコンテンツの不正利用など)は、容易に変更・削除される性質を持つため、その固定と証拠化が極めて困難であった。このプラットフォームを利用することで、ユーザーは50MBを超える大容量の電子証拠やオンラインの画面録画データ等を安全に保全・アップロードできる。システムから発行された「保全証明番号(Preservation certificate number)」を特許業務処理システムに入力するだけで、審判官はその証拠の真正性を確認しつつ直接参照することが可能となる¹。これにより、煩雑な公証手続きを経ることなく、迅速かつ確実にデジタル証拠を審理に組み込むことが可能となった。

EPO: 最新ケースマネジメントと音声AIの検証

EPOの審判部においても、デジタル基盤の刷新が進められている。旧来のシステムからの脱却を図り、現代的なケースマネジメントシステム(CMS)の概念実証(PoC)を完了させた¹。検索ツールや審決の公開プロセスの合理化が継続的に進められており、内部のAIベースツールの利用に関するガイドラインも定期的に更新されている¹。

また、EPO特有の取り組みとして、口頭審理の音声録音データから、AI処理を用いて自動でトランスクリプト(議事録)を作成するシステムの実現可能性調査(Feasibility Study)が実施されている¹。これが実装されれば、ビデオ会議システムで行われる62%の口頭審理¹の記録が極めて高精度かつ低コストで保存され、事後のレビューや判例研究の効率が飛躍的に向上することになる。

審判品質の向上と制度的イノベーションの実相

技術の高度化と特許権が社会経済に与える影響の増大に伴い、各庁の審判部は、単なる処理速度の向上だけでなく、審理の質(Quality)の確保と、公益的視点を反映した公平性の担保に向けた制度的イノベーションを推進している。

USPTO: 裁量権の明確化と「先行技術調査開示宣言(SDD)」の衝撃

USPTOの特許審判部(PTAB)における近年の最大の焦点は、AIA審判(IPR等)の開始(Institution)における「裁量による却下(Discretionary Denial)」の運用基準であった。2025年3月26日にStewart長官代行が発出した暫定プロセスを経て、同年10月17日にはSquires長官が新たなメモランダムを発出し、AIA審判の開始を決定する機能が、法規定通り明確に「長官(Director)」の権限であることを再確認した¹。これにより、同一特許に対する並行訴訟や複数回の無効審判請求に対する判断基準の透明性と一貫性が高められた。

しかし、実務家にとってさらに衝撃的であったのは、2025年11月17日に発表された「任意の先行技術調査開示宣言(Search Disclosure Declaration: SDD)」イニシアチブである⁹。これは、IPR等の請求人が、無効理由として提出した先行技術文献を「どのようにして特定したか」を任意で宣言・開示する新しい手続きである。

SDDにおいて提出が推奨される情報は以下の5項目である⁹。

1. 先行技術が発見されたデータベースやリポジトリの名称。

2. 一般的な検索アプローチ、検索式(キーワード)、フィルター設定、クエリ、または使用した特許分類の経路。
3. 参照したその他の分析ツールや公開リソース。
4. 調査に費やした時間。
5. 検索結果のレビューに費やした時間。

USPTOは、SDDの提出を、審判開始を決定する上での「開始を支持する有利な裁量要因(favorable discretionary factor)」として扱うことを明言した¹¹。特に、民間企業が用いた検索アプローチが、USPTOの審査官が通常用いない新しいデータベースや未活用の検索経路(underutilized pathways)を明らかにする場合、あるいは審査段階における審査官の過誤(Office error)を立証する一助となる場合に、高く評価される¹。

この制度の真の狙いは、PTABの審理プロセスを特許審査の質向上に還流させることにある。

USPTOは2026年2月より、「Learning from Outcomes to Optimize Patents(LOOP)」と題した毎月の社内トレーニングプログラムを開始した¹³。このプログラムでは、PTABで無効とされた特許の事例や、SDDによって開示された民間の高度なAI検索アプローチを審査官(SPE)に共有し、特許審査の質を根本から改善するフィードバックループを形成している¹³。

請求人にとって、SDDは自らの調査ノウハウを露呈するリスクを伴うが、USPTOはこれを保護するため、SDDに関する宣誓供述(Deposition)を原則として許可せず、法的要求がない限り機密扱いとして一般公開しない方針をとっている¹⁰。

また、PTABにおける手続の一貫性も厳格に問われている。直近の重要事例である*Infinion Technologies Americas Corp. v. Mosaid Technologies Inc.* (IPR2025-01171等)では、Squires長官による長官レビューにおいて、請求人がPTABの手続きと連邦地裁の並行訴訟とで「実質的に異なるクレーム解釈(inconsistent claim constructions)」を主張し、その差異を合理的に説明しなかったことを理由に、一度なされた審判開始決定が取り消され、却下される事態が発生した¹⁴。これは、フォーラムショッピングに乗じたご都合主義的な主張が、従来以上に厳格に排除されることを意味している。

KIPO: 公益的視点の導入と新技術への特化体制

KIPOにおける制度的イノベーションの白眉は、2024年3月に施行された「アミカス・キュリエ(Amicus Curiae: 法廷助言者)」制度である¹。これは、産業界や社会全体に広範な影響を与える重要な知財紛争において、当事者以外の第三者からの意見を審理に反映させる画期的な仕組みである。

この制度により、IPTABの審判長は、特定の事件における技術的・法的または産業への影響に関する争点について、政府機関、地方自治体、公共機関、あるいは学術界の専門家等に対して、書面による意見(amicus brief)の提出を要請することが可能となった¹。さらに、政府機関等は要請がなくても自発的に意見書を提出することができる¹。従来は技術専門委員(Technical Advisors)から純粋な技術的意見を聴取するにとどまっていたが、アミカス・キュリエの導入により、特許権の帰趨が国家の産業政策や市場競争に与えるマクロな影響も、合法的に審理の俎上に載せることが可能となった¹。

さらにKIPOは、国家の重要技術を保護し、極めて専門性の高い審理を迅速に行うため、「専任審判部(Exclusive Boards)」を大幅に拡充した。2024年5月時点で、半導体、モビリティ、二次電池、AI、次世代通信、デジタルメディアの6部門に設置されていた専任審判部に対し、2025年1月からはバイオ、ロボティクス、医薬品の3分野を追加し、計9つの専任審判部体制を確立した¹。これらの部門には、当該特定技術分野の学術的背景(修士・博士号)を持ち、長年の審査・審判経験を積んだベテラ

ン審判官が優先的に配置される¹。一般の事案がランダムに合議体に割り当てられるのに対し、指定技術に関する事案は確実に専門性の高い専任審判部に配点されるため、判断の一貫性と予見可能性が担保される仕組みとなっている。

CNIPA: 法制度のアップデートと広域司法アクセスの確保

CNIPAの専利復審・無効審判部は、2026年1月1日付で施行された法改正に伴い、いくつかの重要な手続的保障 (Institutional Guarantees) を導入した¹。

- 審決文の構成の簡素化 (**Composition of Examination Decisions**): 実質的な紛争解決に焦点を当て、形式的な記載を削減することで、核心的な争点に関する論理構成を明瞭にし、効率を向上させた。
- 無効審判請求人の適格性厳格化 (**Petitioner's Eligibility**): 無効審判の請求には「真の意図 (genuine intent)」が求められ、他人の名義を借用したダミー請求は受理されないこととなった。これは、競合他社に対する嫌がらせ目的の濫用を防ぐ措置である。
- 一事不再理の原則 (**Non Bis in Idem**): 同一または実質的に同一の理由と証拠に基づく再度の無効審判請求を制限し、特許権者が不当に反復的な訴訟対応に追われる負担を軽減した。
- 補正テキスト提出の合理化 (**Submission of Amended Texts**): 差し替えページの提出要件を改善・標準化し、手続的な遅延を削減した¹。

また、広大な国土におけるユーザーの司法アクセスを確保するため、「巡回審判 (Circuit Hearings)」を積極的に展開している。全国各地に設置された知的財産保護センター (IP Protection Centers) に口頭審理用の専用コートを整備し、例えば浙江省の保護センターと北京の審判部をネットワークで結び、3,077キロ離れた当事者と遠隔で審理を行うなど、インフラの地理的制約を克服している¹。

JPO: 判定制度の戦略的活用とユーザー啓発の推進

JPOは、制度の透明性向上とユーザーの国際競争力支援に向けた施策を推進している。特に注目されるのが「判定 (Hantei) 制度」の活用領域の拡大である¹。判定制度は本来、自社または他社の製品が、特定の特許発明の技術的範囲に属するか否かについて、特許庁の公式な見解 (法的拘束力はないが極めて高い権威を持つ) を求める制度である。

JPOは、この制度を通信規格などに代表される標準必須特許 (SEP: Standard Essential Patents) の「必須性判定 (Essentiality Check)」に利用するためのガイドライン『Guide to Hantei (Advisory Opinion) System』を策定し、国際的な周知を図っている¹。SEPのライセンス交渉や国際的訴訟において、対象特許が本当に規格に必須であるか (オーバーデクレアの排除) は最大の争点となる。JPOは、高い技術的専門性と中立性を持つ行政機関として、この必須性判断に判定制度を活用させることで、グローバルな知財紛争解決における日本のプレゼンスを高める戦略的意図を持っている。

また、JPOは実務家との対話を重視しており、2006年から続く「審判実務者研究会 (Trial and Appeal Practitioner Study Group)」を継続して開催している¹。2025年度は、JIPA (日本知的財産協会) やJPAA (日本弁理士会)、日本弁護士連合会の実務家、さらに知財高裁や東京地裁の裁判官がオブザーバーとして参加し、特許・商標に関する10の重要事例を深く研究した¹。この成果レポートは日英両言語で公開され、五庁間における日本の審決・判決基準の理解促進に大きく寄与している¹。

世界知的所有権機関 (WIPO) とグローバル司法連携の深化

本シンポジウムにおいて、行政機関である五庁の取り組みと並んで重要な役割を果たしたのが、WIPOによる国際的な知財司法連携の報告である。WIPO司法研究所(Judicial Institute)のNatalie Carlson法律顧問は、公正で効果的な司法システムと法的情報へのアクセスが、イノベーション・エコシステムの基盤であると強調した¹。

WIPOの提供する最大のインフラが「WIPO Lex」データベースである¹。同データベースは、世界202の管轄区域から19,000の法律、28のWIPO条約、400の関連条約を網羅し、2025年には239万人以上のユニークビジターを記録した¹。特に「Judgments Collection(判例コレクション)」には、中国最高人民法院、EU司法裁判所、日本の知財高裁、韓国大法院、米国連邦最高裁などの主要判決に加え、2024年4月からはEPO審判部の決定も新たに収録され、現在52の管轄区域から2,700以上のリーディングケースが検索可能となっている¹。

特筆すべきは、近年世界的な紛争の火種となっているSEP(標準必須特許)に特化した「SEP Case Collection」の構築である。ここには、ブラジル、カナダ、中国など12の管轄区域から132の重要判決が集約されており、FRAND(公平、合理的、かつ非差別的)条件の解釈や差止請求権の可否に関する各国の司法判断の差異を横断的に分析することが可能となっている¹。

さらにWIPOは、新たに「IP Judicial Structures & Procedures(知財司法構造と手続き)」という画期的なオンラインポータルを公開した¹。これは、世界各国の知財紛争解決に関する司法・準司法制度の構造を比較できるデータベースである。ユーザーは、特定の国に「独立した知財専門裁判所が存在するか」「ファストトラック(簡略化)手続きがあるか」「技術専門委員(Technical Advisors)が裁判所に任命されるか」といった条件でフィルター検索を行うことができ、国際的なフォーラムショッピングや訴訟戦略の立案において極めて強力なツールとなる¹。

また、WIPOは各国の知財判事間の対話と知識共有を促進するため、毎年「WIPO Intellectual Property Judges Forum」を開催している。2026年10月14日・15日に開催予定のフォーラムでは、「AIと法廷手続き」「著作権とAIモデルの学習」「ソフトウェア特許」「越境的な知財紛争の側面」など、最先端の法的課題が議論される予定である¹。

JPOもまた、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会等と共同で「国際知財司法シンポジウム(JSIP: Judicial Symposium on Intellectual Property / TOKYO)」を継続開催している。2026年10月22日～23日に開催されるJSIP2026では、同シンポジウムの10周年を記念するセッションや、「公知発明の認定」および「不使用取消審判」に関する各国判事・審判官によるパネルディスカッションが予定されている¹。このように、行政機関(特許庁審判部)と司法機関(裁判所)、そしてWIPOが緊密に連携し、国際的なベストプラクティスを共有する仕組みが、グローバルな知財制度の予見可能性を担保する重要なセーフティネットとして機能している。

本シンポジウムが示唆する今後の知財戦略への影響とパラダイムシフト

2026年の五庁審判部ユーザーシンポジウムおよびハイレベル会合で示された各種のデータと新制度は、今後の企業のグローバル知財戦略、特許訴訟実務、および出願戦略に対して、以下の三つの重要なパラダイムシフトをもたらす。

1. 「AI武装」を前提とした新たな立証戦略とプロセス最適化

JPOのD-TAT構想やKIPOのAI搭載ITシステムに見られるように、審判機関側が生成AIや類似案件自動検索システムを本格的に業務プロセスに組み込んだことは、ユーザー側(出願人、代理人、企

業知財部)にも同等以上の「AI武装」を不可避免的に要求する。

その象徴が、USPTOの「Search Disclosure Declaration(SDD)」制度である。この制度は、民間企業が保有する高度なAI特許検索ツールや独自の大規模言語モデルを用いた先行技術調査のアプローチを、積極的に開示させることを企図している。従来、無効審判においては「どのような文献を見つけたか(結果)」のみが重要であったが、今後は「どのような高度な手段で網羅的に探索したか(プロセス)」が、審判の開始可否という重大な局面において、USPTO長官の裁量を左右する有利なファクターとして機能する。また、JPOのD-TATにおいて生成AIが審決文の起案や争点整理を支援するようになるに伴い、ユーザー側が提出する意見書や審判請求書も、AIモデルが自然言語処理によって論点やクレームチャートの対応関係を正確に抽出しやすいよう、論理的に構造化され、標準化されたフォーマット(Machine-readableな文章構成)へと進化していく必要がある。

2. 審理スピードと専門性の差異を利用した高度なフォーラムショッピング

各庁における「時間」と「専門性」の明確な差異は、グローバル企業に対して、より洗練されたフォーラムショッピング(有利な法域の選択)の機会を提供する。

KIPOの「平均審理期間6.3ヶ月」という圧倒的なスピードと調停の迅速性(2.8ヶ月)は、グローバルな紛争において極めて強力な武器となる。例えば、標準必須特許(SEP)に関する巨大な侵害訴訟が米国や欧州で同時多発的に発生した場合、被疑侵害者は、最も結論を早く得られるKIPOにおいて対象特許(またはそのファミリー特許)の無効審判を先行させ、そこで得られた「無効」という行政判断を、他国における和解交渉やロイヤルティ算定の強力なテコ(Leverage)として利用する戦略が考えられる。一方で、バイオテクノロジーやAIアルゴリズムなど、極めて高度で解釈が分かれる新興技術の特許権を確実に維持(または適法に制限)したい場合、KIPOの9つの「専任審判部」や、CEPEJ基準を厳格に適用し安定した処理を実現しているEPOの審判部への手続きを優先することが、予見可能性の高い結果をもたらす可能性がある。各庁の統計データと制度的特徴を完全に把握し、自社の事業マイルストーンに合わせた「時間軸のコントロール」を行うことが、これからの知財部には求められる。

3. 五庁連携の次なるフェーズ:「審判基準の調和」に向けた歴史的転換点

6月17日の五庁審判部ハイレベル会合において、JPOが提案し合意された「五庁の枠組みでの実務に関連した審判専門家会合の創設」は、国際知財行政の歴史において極めて重要な転換点となる¹。

これまでIP5の協力枠組みは、特許審査ハイウェイ(PPH)の推進、共通出願様式(CAF)の策定、AIロードマップ(NET/AI Roadmap)の共有など、主として「特許を付与するまでの手続き(審査領域)」の効率化と調和に焦点を当ててきた²²。しかし、今回「審判」という権利付与後の有効性判断・紛争解決の領域において、五庁の専門家が直接協議する恒久的なプラットフォームが模索されることになった。これは中長期的に、進歩性の判断基準、クレーム解釈の原則、あるいは補正の許容範囲といった、各国の実体法に根ざす審判実務上の運用基準が、五庁間で緩やかに調和(Soft Harmonization)していく可能性を示唆している。特許無効の判断基準が五庁間で近似していくことは、グローバルに事業展開する企業にとって、ある国で無効化された特許が他国でも連鎖的に無効化されやすくなるというリスク(Domino Effect)を高める反面、国境を越えた権利行使における結果のブレが減少し、グローバルな知財ポートフォリオの真の価値評価が容易になるという多大なメリットをもたらす。

2026年6月の五庁審判部ユーザーシンポジウムは、世界の知財紛争解決の舞台が、紙と人海戦術

による旧来の審理から、AI・データ駆動型の高度な紛争解決インフラへと不可逆的に移行したことを証明した。企業や実務家は、この進化を単なる行政手続きの変化と捉えるのではなく、グローバル市場における事業の自由度と競争優位性を左右する「次世代の知財ゲームルール」の到来として深く理解し、自らの戦略を再構築しなければならない。

引用文献

1. 五庁審判部ハイレベル会合を開催しました _ 経済産業省 特許庁.pdf
2. 五庁審判部ユーザーシンポジウム | 経済産業省 特許庁, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/ip5_tad_2026_ja.html
3. セミナー・シンポジウム等 | 経済産業省 特許庁, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/index.html>
4. IP5 Trial and Appeal Boards User Symposium | Japan Patent Office, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/e/system/trial_appeal/info-kokusai/20260514_ip5.html
5. IP5 Agree on New AI-Focused Cooperation, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.meti.go.jp/english/press/2026/0615_001.html
6. Heads of Patent Offices in Japan, Europe, Korea, China, and the U.S. Discuss the Future Utilization of AI Technology - Outcome of the 19th IP5 Heads of Office Meeting, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202606/2026061603.html>
7. 五庁審判部ハイレベル会合を開催しました, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202606/2026062301.html>
8. 哺乳動物の腫瘍の診断と治療のために有用な物質からなる組成物と - Googleapis.com, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://patentimages.storage.googleapis.com/1d/23/48/49abbafef7321e/JP2005536190A.pdf>
9. USPTO Announces Voluntary Search Disclosure Declarations Initiative for PTAB Proceedings | Finnegan | Leading IP+ Law Firm, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.finnegan.com/en/insights/blogs/at-the-ptab-blog/uspto-announces-voluntary-search-disclosure-declarations-initiative-for-ptab-proceedings.html>
10. PTAB Voluntary Search Disclosure Declarations: A New Factor Supporting Institution, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.ptablitigationblog.com/ptab-voluntary-search-disclosure-declarations-a-new-factor-supporting-institution/>
11. Voluntary Search Disclosure Declarations as a Favorable Factor in Institution Decisions - USPTO, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/vsdd_as_a_favorable_factor_in_institution_decisions.pdf
12. USPTO Hour: Patent Trial and Appeal Board (PTAB) updates and priorities, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20260408_uspto_hour.pdf
13. USPTO launches PTAB and Patents collaboration, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.uspto.gov/subscription-center/2026/uspto-launches-ptab-and-patents-collaboration>

14. Revvo-lution in Discretionary Denial: Claim Construction Consistency Takes Center Stage, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.finnegan.com/en/insights/blogs/at-the-ptab-blog/revvolution-in-discretionary-denial-claim-construction-consistency-takes-center-stage.html>
15. PTAB Highlights | Takeaways from Recent Decisions in Post-Issuance Proceedings, 6月 24, 2026にアクセス、<https://bannerwitcoff.com/kronenthal-yang/>
16. BEFORE THE PATENT TRIAL AND APPEAL BOARD _____ INFINEON TECHNOLOGI, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://ptacts.uspto.gov/ptacts/public-informations/petitions/1558079/download-documents?artifactId=bGc8ZR8MiGNkrBvuJITF94T53TafvULt4ltbHh8SrKTNh9vjXExR5PQ>
17. Appeals/Trials | Japan Patent Office, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/e/system/trial_appeal/index.html
18. The JPO Quick Reads | Japan Patent Office, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html>
19. Artificial intelligence in focus at meeting of world's five largest patent offices in Tokyo - EPO, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.epo.org/en/news-events/news/artificial-intelligence-focus-meeting-worlds-five-largest-patent-offices-tokyo>
20. International Cooperation in Trials/Appeals | Japan Patent Office, 6月 24, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/e/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html
21. 審判分野における国際交流 | 経済産業省 特許庁, 6月 24, 2026にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html
22. Events calendar | fiveIPOffices, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.fiveipooffices.org/events>
23. IP5 Cooperation - USPTO, 6月 24, 2026にアクセス、
<https://www.uspto.gov/ip-policy/patent-policy/ip5>